第二十一条の次に次の一条を加える。

（分別管理の方法）

第二十一条の二　不動産特定共同事業者は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに、次の各号（第二号にあっては、宅地の造成又は建物の建築に関する工事を伴う不動産特定共同事業で当該対象不動産の賃貸を行わないものに係るものを除く。）に掲げるところにより、不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理するものとする。

一　次条に定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成すること。

二　不動産特定共同事業契約に係る財産のうち不動産特定共同事業の業務に係る金銭を第八条第二項第十四号ロに掲げる方法（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）により管理すること。

第二十二条第一項中「し、これをもって不動産特定共同事業契約に係る財産を自己の固有財産及び他の不動産特定共同事業契約に係る財産と分別して管理」を削る。

第二十三条中「当該期間における」を削り、同条第三号中「（第四号において「基準日」という。）」を削り、同条第三号中「期間内に」を「期間及びその直前三年の各期間内に」に改め、同条第四号中「基準日」を「第一号の期間及びその直前三年の各期間のそれぞれ満了の日」に改め、同条に次の三号を加える。

六　第一号の期間における第二十条第一項第十号に掲げる事項（当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。）

七　第一号の期間における第二十条第一項第十一号に掲げる事項（当該不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に係るものに限る。）

八　第一号の期間における第二十条第一項第十四号ハに掲げる事項

第二十六条に次の一項を加える。

2　前項の事業報告書（会計に関する部分に限る。）については、公認会計士又は監査法人の監査を受けたものとする。

別記様式第九号業務状況調書Ⅱ中

対象不動産の概要	
対象不動産の概要	
当該事業年度末時点の対象不動産の稼働率	

を

に

財産の運用状況	投資対象	運用金額
		（百万円）
		（百万円）
		（百万円）
		（百万円）
		（百万円）

を

「

財産の運用状況	投資対象			運用金額
				（百万円）
				（百万円）
				（百万円）
				（百万円）
				（百万円）
不動産特定共同事業に係る財産及び損益の状況				
財産の状況	期日	第（年月期日）	第（年月期日）	第（年月期日）
	現金及び預金	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	対象不動産	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	資産合計	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	優先出資	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	劣後出資	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	優先出資利益分配金	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	劣後出資利益分配金	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	負債及び出資合計	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	対象不動産の評価額（事業開始当初比）	（百万円）（　）	（百万円）（　）	（百万円）（　）
	優先出資１口当たりの元本評価額	（百万円）	（百万円）	（百万円）
損益の状況	賃貸売上	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	賃貸費用	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	賃貸利益	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	営業者報酬	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	優先出資分配利益合計	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	劣後出資分配利益合計	（百万円）	（百万円）	（百万円）
	優先出資１口当たりの分配金（年換算利回り）	（百万円）（　％）	（百万円）（　％）	（百万円）（　％）

」

に

改め、同様式業務状況調書備考３に次のように加える。

③　「不動産特定共同事業に係る財産及び損益の状況」の欄には、当該事業年度及びその直前２事業年度に関する事項を記載すること。